

高年齢者雇用安定助成金 活用事例集（製造業編）

※中小企業（助成率2/3）の場合の事例となります



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

事例① 新分野への進出

繊維工業

【1.現状・問題点】

- ・主として織物製背広服、制服を製造している。
- ・工場内の中高年齢従業員を中心に、新たに自社製品の販売を主とした衣服小売り事業を開始する。

【2.取組内容】

高年齢者活用 促進措置

- ・工場の敷地内にある資材倉庫を改修して、紳士服販売の店舗を設置し、新たに自社で**衣類販売（小売り）事業**を開始し、**高年齢従業員**の知識・経験を活かした職場を創出する。

【3.取組の効果】

- ・自社の高年齢従業員その他、外部からの新規雇用者も含めて、新たに衣類販売（小売り）事業を開始し、**高年齢従業員**向けの職場を創出した。

(A) 助成金の対象となる経費

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 倉庫改修費 | 250万円 |
| ・ 設置棚・レジスター等購入費 | 350万円 |
| 対象経費の合計 | 600万円 |
- ※ **600万円の2/3 = 400万円…①**

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ 新たに創出された**衣類販売事業部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 6人
 - ・ 1年未満の60歳以上の被保険者数 = 4人
- ※ **10人 × 30万円 = 300万円…②**

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②
- ※ **支給額： 300万円**

事例② 機械設備の導入・改善（1）

食料品製造業

【1.現状・問題点】

・**食品の検品作業は**、作業台の上で目視による検品作業を行っているが、トレーに乗った状態、ラックに入った状態での検品作業があり、作業台の高さ調節ができないため、中腰作業が多く**高齢従業員**にとって負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・作業台の高さを調節できる業務用テーブルリフターを導入し、検品作業による作業負担を軽減させ、効率よく検品作業ができるよう改善する。

【3.取組の効果】

・作業台の高さを調節して作業姿勢の改善を行い、**高齢従業員**の腰・足への身体的負担を軽減するとともに、作業効率を高めることができた。

(A) 助成金の対象となる経費

・ テーブルリフター(3台)購入費 110万円
・ 設置費 10万円
対象経費の合計 **120万円**

※ **120万円の2/3 = 80万円…①**

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **検品部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= 7人

※ **7人×30万円 = 210万円…②**

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※ **支給額：80万円**

事例③ 機械設備の導入・改善（2）

機械製品製造業

【1.現状・問題点】

・**資材倉庫**において、長さ3mの鋼材(15kg)を従業員が2人で台車を使用しながら搬送、整理を行っている。1日に何十回と重量物を取り扱うので、筋力・腕力が低下した**高齢従業員**にとって身体的負担が大きい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・資材倉庫に鋼材搬送用の天井クレーンを設置し、重量物搬送作業にかかる**高齢従業員**の身体的負担を軽減する。

【3.取組の効果】

・重量物搬送作業に、補助具を導入して**高齢従業員**の身体的負担を軽減するとともに、作業の安全を確保した。

(A) 助成金の対象となる経費

・天井クレーン設置費	540万円
・倉庫改修工事費	450万円
対象経費の合計	990万円

※ **990万円の2/3 = 660万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・**資材倉庫**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= **15人**

※ **15人 × 30万円 = 450万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※ **支給額：450万円**

事例④ 作業方法の改善（1）

機械器具製造業

【1.現状・問題点】

・**検品部門**において、製品の検品作業をすべて目視で行っており、判断力・注意力の低下が見られる**高齢従業員**にとって負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・製品を投入するだけで規格外部品を判別できる自動判別機を導入し、**高齢従業員**を対象とした取扱方法についての研修を実施する。

【3.取組の効果】

・検品作業を平易化することにより**高齢従業員**の判断力・注意力の低下を補完し、これまで培った検品作業のノウハウを引き続き活用できた。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 自動判別機購入費	340万円
・ 高齢従業員向け研修費	20万円
対象経費の合計	360万円

※**360万円の2/3 = 240万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **検品部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= 7人

※ **7人 × 30万円 = 210万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※**支給額：210万円**

事例⑤ 作業方法の改善（2）

金属製品製造業

【1.現状・問題点】

・溶接部門において、パイプ切断の際に規格に沿った寸法にセットする調整作業を、目視で行っているため、高い注意力を要し、視覚機能の低下した高年齢従業員にとって負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・操作パネルで寸法を設定し、パイプを置くだけで自動でパイプ切断ができる自動切断機を導入する。

【3.取組の効果】

・切断作業を自動化・平易化することにより高年齢従業員の注意力の負担を軽減するとともに、パイプ切断に関する知識や経験を活用することができた。

(A) 助成金の対象となる経費

自動切断機購入費	75万円
対象経費の合計	75万円

※75万円の2/3 = **50万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・溶接部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 2人

※ 2人 × 30万円 = **60万円**…②

(C) 支給額

・①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※支給額：**50万円**

事例⑥ 作業環境の改善（1）

機械器具製造業

【1.現状・問題点】

- ・**塗装工程**において**高齢従業員**の視力の低下を補うため、更なる照度が必要である。
- ・高温が発生する機器周辺は40度を超える作業環境となっており、**高齢従業員**の負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・高齢従業員の作業場に移動式照明を新設し、照度を上げる。
- ・高温が発生する機器周辺にスポットクーラーを導入する。

【3.取組の効果】

- ・照度及び室温を改善することにより、**高齢従業員**の作業負担を軽減するとともに、職業能力を十分発揮できる作業環境を確保した。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 移動式照明購入・設置費	120万円
・ スポットクーラー購入費	30万円
対象経費の合計	150万円

※150万円の2/3 = **100万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ **塗装工程**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = **6人**

※ 6人 × 30万円 = **180万円**…②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※**支給額：100万円**

事例⑦ 作業環境の改善（2）

食料品製造業

【1.現状・問題点】

・原料(豆類)の**洗浄作業場**の床面に段差があり、かつ滑りやすいため、筋力の低下により、つまづき易い**高齢従業員**にとって、足元に注意しながらの作業が負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・洗浄作業場の床面をフラット化する工事と、滑り止め塗装工事を実施し、高齢従業員の作業環境を改善する。

【3.取組の効果】

・洗浄作業場の床面を改善することにより、**高齢従業員**の作業負担を軽減するとともに、作業効率を高めることができた。

(A) 助成金の対象となる経費

・床面フラット化工事費	220万円
・床面滑り止め工事費	80万円
対象経費の合計	300万円

※**300万円の2/3 = 200万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・**浄洗作業場**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = **5人**

※ **5人 × 30万円 = 150万円**…②

(C) 支給額

・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※**支給額：150万円**

事例⑧ 雇用管理制度の導入・改善

金属製品製造業

【1.現状・問題点】

- ・**企業全体**で高齢化が進んでおり、現在の賃金制度は年齢給となっているため、人件費の増大が心配である。
- ・**高齢従業員**の体力の低下を補うための技能開発が課題となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・評価制度を導入し、評価に応じた賃金制度の見直しを行う。
- ・**高齢従業員**向けの職業能力開発プログラムを開発する。

【3.取組の効果】

- ・意欲と能力のある**高齢従業員**が、いきいきと働ける条件整備を行うことにより、就労意欲の向上を図った。

(A) 助成金の対象となる経費

・専門家委託費(制度の見直し)	15万円
・職業能力開発プログラム開発費	15万円
対象経費の合計	30万円

※ **30万円の2/3 = 20万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・**企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 11人

※ **11人 × 30万円 = 330万円**…②

(C) 支給額

- ・①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※ **支給額 : 20万円**

事例⑨ 定年の引上げ等（１）

食料品製造業

【1.現状・問題点】

・現在、**企業全体**で定年60歳、希望者全員65歳まで継続雇用する制度を実施しているが、経験・知識の豊富な**高齢従業員**には年齢にかかわらず働き続けてほしい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・就業規則を改正し、定年は60歳のままで、希望者全員70歳まで継続雇用する制度を導入する。

【3.取組の効果】

・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員**の経験・知識を活かせるとともに、労働力の確保が可能となった。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 専門家委託費(就業規則改正) 15万円
対象経費の合計 **15万円**
※15万円の2/3 = **10万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 16人
※ 16人 × 30万円 = **480万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①
※支給額：**10万円**

事例 ⑩ 定年の引上げ等 (2)

【70歳雇用確保措置の実施によるみなし費用100万円が適用される場合】

窯業・土石製品製造業

【1.現状・問題点】

・現在、**企業全体**で定年60歳、希望者全員65歳継続雇用を実施しているが、経験・知識の豊富な**高齢従業員**には年齢にかかわらず働き続けてほしい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・就業規則を改正し、定年を65歳、希望者全員継続雇用年齢を67歳まで引き上げる。

【3.取組の効果】

・高齢者が長く働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員**の経験・知識を活かせるとともに、労働力の確保が可能とな。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・ 専門家委託費(就業規則改正) 10万円
 - ・ みなし費用【67歳雇用確保措置】 100万円
- 対象経費の合計 **100万円(注)**

(注)委託費の実費に関わらず100万円のみとなります。

※100万円の2/3 = **66万6千円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 10人

※ 10人 × 30万円 = **300万円**…②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※支給額 : **66万6千円**